

資料編

資料 1 用語の説明

■あ 行

ICT

ICT は「Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）」の略語で日本では「情報通信技術」

従来よりパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉としては、IT「Information Technology（インフォメーション テクノロジー）」が使われてきたが、情報通信技術のコミュニケーション性を強調していて、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスなどの使いやすさの度合いを示す言葉。高齢者・障害のある人などを含む誰もが支障なく利用できるような場合に「アクセシビリティが高い」などと用いられる。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

また、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブは「包括的な」「包み込む」という意味をもち、「インクルーシブ教育システム」は「障害のある子もない子も共に学び、共に育つことができるように、最初から分けずに包みこむ」という仕組み、概念のこと。

NPO（Non-Profit Organization）

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。

音声コード（SPコード）

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使って、記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

■か 行

ガイドヘルプ

一人での外出や屋外での移動が困難な障害のある人などに付き添って、必要な介助やサポートをする活動のこと。

基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定に基づき、地域の実情に応じて、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応などの相談等の業務を行うことができる、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村又は市町村から業務の委託を受けた相談支援事業所等が設置することができる。

共生社会

性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のこと。

グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による支援を受けながら、少人数で共同して地域において生活する形態。主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助などを行う。

ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすため、福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的かつ効果的に提供するための支援のこと。

計画相談支援

障害福祉サービスの支給に際して、利用を必要とする人からの依頼を受けて、その人の心身の状況や環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を定めた「サービス等利用計画」を作成したうえで、利用状況の検証や本人及びその家族への助言等を行うこと。

健康福祉センター

地域における県の健康福祉の総合的行政窓口。千葉県の場合、地域生活を実現する目的から対象者横断的な施策を進めるため、平成 16 年度に従前の支庁社会福祉課と保健所を統合し発足した。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利をかばい、守ること。

高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

工賃

障害者就労施設等で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。施設が生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、利用者に支払われる。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制約をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。

■さ 行

災害時要配慮者

高齢者や障害のある人のうち、災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な人や、自ら救出を求めることが困難な人などで配慮を要する人。

児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、主に日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設であり、また、障害のある子どもをもつ家族への相談や障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

重症心身障害

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、医療的ケアが必要な状態のこと。

障害者基本法

心身障害者対策基本法が改正され、障害者基本法として平成5年に施行。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の福祉を増進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

平成24年10月1日から施行。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害者本人の権利・利益の擁護や障害者への虐待の防止を目的とし、障害者への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示した。

障害者雇用率

障害のある人が一般労働者と同じ水準において働く機会を確保することを目的とし、常用労働者の数に対する割合（法定雇用率）を設定し、事業主に雇用率達成義務を課す制度。平成30年4月1日より、民間企業の法定雇用率は2.2%、国や地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%となる。

障害者差別解消法

平成28年4月1日から施行。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障害のある人への差別的取扱いの禁止を国や地方公共団体等及び民間事業者に対して法的義務とした。また、障害のある人への合理的配慮の提供を国・地方公共団体等に対し法的義務とし、民間事業者には努力義務を課した。

障害者週間

政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記された。障害者問題についての国民の理解と認識を深めるための各種の啓発・広報活動が行われてきたが、平成16年度の障害者基本法の一部改正により、「障害者の日」にかわって12月3日から9日までが「障害者週間」となった。

障害者就業・生活支援センター エール

職業生活における自立を図るために支援を必要とする障害のある人に、就職に向けての相談や援助、職場定着に向けた支援、日常生活の自己管理に関する助言などの支援を一体的に行うことで、就業生活における安定をサポートする、国・県から委託・指定を受けている機関。

障害福祉サービス

障害者総合支援法により定める障害のある人に提供されるサービスをいう。サービスの体系として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスがある。

自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。18 歳以上の身体に障害のある人を対象とした「更生医療」、18 歳未満の身体に障害のある子どもを対象とした「育成医療」、精神医療を継続的に受ける人を対象とした「精神通院医療」の3種類がある。

自立支援協議会

障害のある人や障害のある子どもが、その有する能力や適性に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉に関する方策等を協議する場として設置するもので、主に相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者などの構成員で組織される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に基づいて交付される手帳で、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

ストーマ

病気や事故のため、新たに腹部に造設された排泄口のこと。また、ストーマのある人をオストメイトと呼び、ストーマからの排泄の管理に用いられる装具をストーマ用装具という。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。自らの意志で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。後見人等は財産の管理や福祉サービスの利用手続などを行う。

■た 行

短期入所（ショートステイ）

障害のある人(子ども)の介護を行っている人の病気等により、居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障害者施設等に短期間、入所すること。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき都道府県及び市町村がその地域の実情等に応じて提供するサービスをいう。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態で実施することが可能である。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域の実情や特性に合った提供体制の構築を国が推進している。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関をいい、主に各市町村が設置主体となる。

千葉県福祉のまちづくり条例

平成8年3月から施行。高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公益施設等が高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備されることを目的に制定された。

中核地域生活支援センター君津ふくしネット

千葉県独自の制度として、「健康福祉千葉方式」により、県の委託事業として平成16年10月に事業を開始。「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる」新たな地域福祉像の実現を目指して、「子ども」「高齢者」「障害のある人」など支援を求めている全ての方々に対し「対象者横断的な福祉の総合相談支援センター」として、24時間365日体制で福祉に関する相談を受け付けている機関。

特別支援学級

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）によって、従来の「特殊学級」から「特別支援学級」に名称が変更された。特別支援学校の対象でない比較的軽度の障害のある児童生徒に対して適切な教育を行う場。

特別支援学校

平成 19 年 4 月から、従前の盲学校・ろう学校とあわせて呼称変更された従来の「養護学校」で、障害のある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

■な 行

内部障害

疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などの障害であり、身体障害のうちの一つに分類される。

難病

発病の原因が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。このうち、患者数が人口の 0.1%程度以下で、客観的な診断基準が確立しているなどの国の基準を満たす疾患を「指定難病」といい、国の医療費助成制度の対象となっている。

日常生活用具

障害のある人（子ども）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の点字タイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障害者用ファックス、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・排せつ管理支援用具（ストーマ用装具など）・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らし、平等に生活する社会を実現させる考え方。

■は 行 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害など、先天的な脳機能の障害を総称するもの。

- ① 自閉症…「対人関係の障害」「言語の発達の遅れ」「行動や興味の偏り」の3つの特徴を持つ。3歳までには何らかの症状がみられる。
- ② アスペルガー症候群…「対人関係の障害」「行動や興味の偏り」という特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。
- ③ 広汎性発達障害…自閉症、アスペルガー症候群を含む、社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障害の総称。
- ④ 学習障害（LD）…全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある障害のこと。
- ⑤ 注意欠陥多動性障害（ADHD）…「多動性」「年齢あるいは発達に釣り合いな注意力散漫」「衝動性」の3つの特徴が見られる。

発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。

バリアフリー

「高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

バリアフリー新法

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合して平成18年から施行。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障害のある人などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

FAX119番

聴覚に障害のある人や、言語に障害のある人、病気などで急に話せなくなった人など、会話での119番通報が困難な場合に対応できるよう、119番通報をファックスで利用できるシステムのこと。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害のある人が、各種の日中活動の場で職業訓練等を受けながら自立できるよう、雇用契約に基づかず、福祉的な観点に配慮された環境で就労すること。

福祉避難所

災害時において、高齢者や障害のある人等のうち、特に支援の必要度が高い人や、避難所の生活において特別な配慮が必要な人を受け入れる避難所で、福祉施設などに設置される。

補装具

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

■ま 行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う。

メール119番

聴覚又は言語機能障害のある人のために、電話による119番通報に代わる手段として、携帯電話やパソコンのメールで救急車や消防車等を呼べるシステムのこと。

■や 行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮して環境、建物・施設、製品等のデザインをすること。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方。

要約筆記

聴覚障害のある人に対して、話の内容をその場で要約し、文字にして伝える筆記通訳をすること。ノート、スクリーン、パソコン等を利用して情報を伝える方法がある。

■ら 行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などと分けた、それぞれの段階をいう。

リハビリテーション

障害のある人に対して、身体的、精神的、社会的に適応能力の回復を図る、専門技術による支援や理念のこと。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図り、社会的に自立できるように支援すること。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、一貫した指導・相談を行うほか、各種の援助措置が受けやすくなるための証票。障害の程度により、千葉県では大きく最重度、重度、中度、軽度に区分される。

2 計画の策定経過

平成29年3月	計画策定のためのアンケート調査を実施
6月29日	第1回君津市障害者地域自立支援協議会 開催 ・第4期君津市障害福祉計画に係る平成28年度実績報告 ・アンケート調査結果の報告 ・計画策定の概要及びスケジュールの説明
8月17日	第1回君津市障害者基本計画検討委員会 開催 ・計画策定の概要及びスケジュールの説明
10月18日	第2回君津市障害者基本計画検討委員会 開催 ・計画（素案）の検討
24日	障害者団体ヒアリング会議 開催 ・計画（素案）に関する障害者団体との意見交換会
26日	第2回君津市障害者地域自立支援協議会 開催 ・計画（素案）の検討
平成29年12月1日 ～平成30年1月5日	まちづくり意見公募手続（パブリックコメント）による 市民からの意見の聴取
30日	第3回君津市障害者地域自立支援協議会 開催 ・まちづくり意見公募手続（パブリックコメント）の 結果報告 ・計画（最終案）の提示

3 君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱・名簿

○君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成21年8月28日

告示第126号

改正 平成29年3月30日告示第49号

平成29年8月25日告示第152号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、君津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体関係者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 雇用機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に第2条に規定する事項のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月30日告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日告示第152号)

この告示は、公示の日から施行する。

○君津市障害者地域自立支援協議会 構成団体等一覧

No.	区 分	構成団体等名称
1	障害者及び障害者団体関係者	君津リバーズ協会
2	障害者及び障害者団体関係者	君津市ろうあ協会
3	障害者及び障害者団体関係者	NPO法人君津市手をつなぐ育成会
4	障害者及び障害者団体関係者	君津市共励会
5	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人章佑会 千葉事業部
6	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人アルムの森
7	障害福祉サービス事業者	株式会社コッペ
8	障害福祉サービス事業者	株式会社オールプロジェクト
9	保健、福祉及び医療機関関係	医療法人社団心健会 きみつ心療クリニック
10	保健、福祉及び医療機関関係	君津健康福祉センター 地域福祉課
11	保健、福祉及び医療機関関係	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット
12	保健、福祉及び医療機関関係	児童発達支援センター きみつ愛児園
13	保健、福祉及び医療機関関係	社会福祉法人君津市社会福祉協議会
14	教育機関関係者	千葉県立君津特別支援学校
15	雇用機関関係者	ハローワーク木更津
16	雇用機関関係者	君津商工会議所
17	行政機関関係者	君津警察署 生活安全課
18	行政機関関係者	君津児童相談所
19	行政機関関係者	君津市教育委員会 学校教育課
20	行政機関関係者	君津市保健福祉部

4 君津市障害者基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関する基本計画である第2次君津市障害者基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討及び調整するため、君津市障害者基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画策定に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第2次君津市障害者基本計画の策定が完了したときにその効力を失う。

(別表)

君津市障害者基本計画検討委員会委員名簿

役 職	所 属
委員長	保健福祉部長
副委員長	保健福祉部次長
委員	総務課長
//	企画政策課長
//	財政課長
//	市民生活課長
//	経済振興課長
//	建設計画課長
//	教育総務課長
//	子育て支援課長
//	高齢者支援課長
//	障害福祉課長
//	健康づくり課長